

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日の翌日)

目 次

◇告 示 保険医療機関の指定の辞退

農用地利用増進規程の認可

土地改良区の役員のが退任

◇選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

告 示

鳥取県告示第九百三十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ十一第一項の規定に基づき、保険医療機関の指定の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定の辞退によつて
保険医療機関でなく
なつたものの名称

所 在 地

指定の辞退の効力発生の年月日

木 村 医 院 米子市大崎一七九二

昭和五十一年十一月二十六日

鳥取県告示第九百三十二号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十五条の三第一項の規定に基づき、会見町農用地利用増進規程を認可したので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 認可年月日

昭和五十一年十一月十八日

二 農用地利用増進規程を備え置く町の事務所の所在地

西伯郡会見町大字手間 会見町役場

鳥取県告示第九百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

十一年十月十六日就任 任期四年

北条土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山脇正富 倉吉市巖城二二二四

山本廉男 小田一二四

西谷重幸 古川沢一九三

木天富治 下古川三二四

伊東義男 新田一三八

引田信男 東伯郡北条町大字江北五五一

磯江美彰 二六一一

井上好長 國坂五四四

山本健蔵 二六九

吉田啓仁 土下二六五

日置吉太郎 島七〇五

矢木稔 北尾四八八

濱本武喜 方原六〇三

上田哲男 下神七三六

谷本正和 曲三一六

大西義信 大栄町大字東園四〇三

中村栄市 西園一一〇〇の一

井中正男 六尾三二四

船越一正 倉吉市小田一八七

引田光雄 東伯郡北条町大字江北六九〇

根鈴一雄 松神七六四

山崎祥雄 大栄町大字瀬戸六六の一

任期満了により退任

北条土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 栢田光好 倉吉市巖城七六一

山本幸人 小田一九二

木天富治 下古川三二四

徳田宗治 井手畑一七

伊東義男 新田一三八

引田信男 東伯郡北条町大字江北五五一

磯江美彰 二六一一

井上好長 國坂五四四

青亀泰己 二八二

岸田喜代治 土下一九六

矢木稔 北尾四八八

河原勝好 田井七六

根鈴一雄 松神七六四

谷本正和 曲三一六

吉田富士雄 大栄町大字西園一一四四

山崎祥雄 瀬戸六七一一

井中正男 六尾三二四

西谷重幸 倉吉市古川沢一九三

引田 光雄 東伯郡北条町大字江北六九〇
 田熊 茂美 " 米里二六八ノ一
 大西 義信 " 大栄町大字東園四〇三
 昭和五十一年十月二日開催の臨時総代会において総選挙の結果当選し、
 昭和五十一年十月二十四日就任 任期四年
 箕蚊屋土地改良区

退任した役員の名及び住所
 理事 中本 正治 米子市尾高一〇六九番地の一
 昭和五十一年十一月一日死亡により退任

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所の所在地	備考
中嶋武正後援会	谷口治三	進木憲治	東伯郡関金町大字大鳥居二〇八ノ五	その他の政治団体
島田安夫東部冬夏会	山川雅也	小玉正猛	鳥取市二階町二丁目一一五	"

船岡町をよくする会 清水太一 池本 強 八頭郡船岡町大字下濃 一五三番地

鳥取県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	異動事項	新	旧
東部やよい会	政治団体の名称	島田安夫東部やよい会	東部やよい会
田中大蔵後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市寺町中區無番地	鳥取市寺町無番地

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】